



# 長野県報

6月3日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2476号

## 目 次

### 告 示

公共測量の実施（建設政策課）	1
公共測量の終了（建設政策課）	1

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	1
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	2
争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	3
皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	3
一般競争入札（会計課）	3
長野県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考査の実施（警務課）	4
参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催（選挙管理委員会）	5
正誤（医療推進課）	5



### 長野県告示第308号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

#### 2 作業期間

平成25年5月17日から平成26年1月31日まで

#### 3 作業地域

茅野市

建設政策課

### 長野県告示第309号

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 作業種類

公共測量（道路計画図作成）

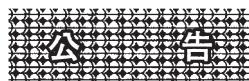
#### 2 作業期間

平成25年1月28日から平成25年3月29日まで

#### 3 作業地域

南佐久郡南牧村

建設政策課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 申請のあった年月日

平成25年5月24日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野IT化推進センター

- 3 代表者の氏名  
西澤義治  
4 主たる事務所の所在地  
長野市大字鶴賀七瀬537番地4  
5 定款に記載された目的

この法人は、電子自治体システムやインターネットなどを活用した、地方自治政策に関する企画・調査・研究を行い、その実現に向けた政策の提言や実践活動を推進し、市民の公共的利害の増進と豊かな地域社会の創造に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベルプラザショッピングセンター  
上田市中丸子1647-7ほか  
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
みずほ信託銀行株式会社  
東京都中央区八重洲1-2-1  
3 変更する事項  
建物設置者の代表者名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	野中 隆史	東京都中央区八重洲1-2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	中野 武夫	東京都中央区八重洲1-2-1

- 4 変更した年月日  
平成25年4月1日  
5 届出年月日  
平成25年5月22日  
6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課  
7 縦覧の期間  
平成25年6月3日から平成25年10月3日まで  
8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハイランドシティ松本  
松本市双葉358-1 ほか  
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社  
東京都港区西新橋3-9-4  
3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	532m <sup>2</sup>	532m <sup>2</sup>
2	—	45m <sup>2</sup>
合計	532m <sup>2</sup>	577m <sup>2</sup>

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社 ほか22者	午前9時 (年間10日、午前8時)	午後11時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社 ほか22者	午前7時	午後11時

(3) 駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時30分まで (年間10日、午前7時30分から午後11時30分まで)	午前6時30分から午後11時30分まで

## (4) 荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後7時まで
2	—	午前5時から午前6時30分まで

## 4 変更年月日

平成26年1月21日

## 5 届出年月日

平成25年5月20日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年6月3日から平成25年10月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

諏訪赤十字病院労働組合から夏期一時金に関して等の要求に関して、平成25年6月10日以降、諏訪赤十字病院（諏訪市湖岸通り5丁目11番50）構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

## 公告

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

森林づくり推進課

同一の単位とされる 保 安 林 の 所 在 地	保安林の種類	皆伐面積 の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	2,137.17 ha
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	1,645.37 ha
	土砂流出防備保安林	54.97
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	2,003.61 ha
	土砂流出防備保安林	335.16

天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	2,177.84 ha
	土砂流出防備保安林	580.77 ha
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	3,220.32 ha
	土砂流出防備保安林	852.43 ha
木曽谷（木曽郡）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	3,292.09 ha
	土砂流出防備保安林	264.74 ha
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	2,213.54 ha
	土砂流出防備保安林	758.28 ha
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	206.69 ha
	土砂流出防備保安林	116.85 ha
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源涵養保安林 かんようほんようほんあんりん 干害防備保安林 かんがいぼうびほんあんりん	347.90 ha
	土砂流出防備保安林	70.70 ha
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08 ha
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16 ha
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08 ha
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04 ha
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90 ha
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94 ha
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40 ha
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50 ha
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30 ha
安曇野市明科光2573の3ほか1大字 36筆	保健保安林	12.58 ha
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84 ha
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129 ほか2字25筆	保健保安林	8.78 ha
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	4.28 ha
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00 ha
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56 ha
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31 ほか1字2筆	保健保安林	16.14 ha

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

長野県新財務会計システム用機器 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁 西庁舎1階

長野県会計局会計課システム開発係

電話 026（235）7280

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年6月13日（木）午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年6月7日（金）までに上記3の場所に提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

会計課

公告

長野県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考査を次のとおり行います。

平成25年6月3日

長野県警察本部長 佐々木 真郎

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 募集区分、主な職務内容及び採用予定人員

募集区分	主な職務内容	採用予定員
ヘリコプター整備士	長野県警察ヘリコプター（アグスタ式AW139型及びアエロスパシアル式AS365型）の整備に従事し、警察活動を行う。	1人

2 応募資格

(1) 資格

ア 昭和58年4月2日以降に生まれた者

イ 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する一等航空整備士（回転翼航空機）の資格を有し、かつ、アグスタ式AW139型又はアエロスパシアル式AS365型の整備資格を有する者

(2) この選考査に応募できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

3 選考の方法及び内容

選考の方法	内 容
作文 考査	一般的事項についての作文考査
口述 考査	個別面接による考査
適性 検査	職務遂行に必要な適性についての検査
運航業績評定	運航業績についての評定
身体 検査	職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査
資格 調査	応募資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

## 4 採用予定期間

平成26年4月1日

## 5 応募手続

## (1) 募集案内及び申込書の交付

募集案内及び申込書は、長野県警察本部警務課警察職員採用センターで交付するほか、長野県警察採用ホームページ(<http://www.police.pref.nagano.jp/>)からダウンロードして入手することができます。

## (2) 申込方法

長野県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考申込書に本人が必要事項を記入し、次の書類を添付して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2）へ提出してください。

ア 運航業績等概要書 1部

イ 応募資格となっている技能証明書の写し 1部

ウ 健康診断書 1部

## (3) 応募期間及び受付時間

平成25年8月30日（金）までに申込書及び必要書類を提出してください。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までです。

なお、郵送による申込みは、平成25年8月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## (4) その他

ア 合否については応募者全員に文書で通知します。

イ この選考に関して不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（フリーダイヤル：0120-314-031 電話：026-233-0110 内線 2631～2634）に問い合わせてください。

## 6 その他

(1) 採用後に整備等に従事するヘリコプターは、長野県警察ヘリコプター（アグスタ式AW139型及びエロスパシアル式AS365型）であり、採用された方が、いずれかの整備資格を有していない場合は、採用後に資格取得のための研修等を受ける必要があります。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

警務課

## 公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成25年6月3日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁西庁舎301号会議室

2 日 時 平成25年6月17日（月）午後1時30分

選挙管理委員会

## 正 誤

平成25年1月10日付け長野県告示第3号「病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の一部改正」中

ページ	行（箇所）	誤	正
2	右側7及び8	以下	以下「市町村等」

医療推進課